

(                      組)  
園児名                                      (                      歳)

※この太枠内は保護者記入

保護者 様

園名 とっとり・まなびや園

園長名 楮原 直子

### 感染症に伴う登園の許可について

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、感染症回復時の登園基準を定めています。基準は、「保育所における感染症対応ガイドライン（厚生労働省）」及び「学校保健安全法」に基づき、鳥取県東部医師会で検討されたものです。

登園を再開する際には、医師に下記を記載していただき保育園に提出してください。

出席停止期間    . . .    平成    年    月    日 (    ) から医師の許可があるまで

### 記

〈 医 師 記 入 欄 〉

※該当する病名欄に○印をつけてください。

○記入	病 名	出 席 停 止 期 間
	第一種伝染病(                                      ) *新・感染症予防法の第一類感染症・二類感染症	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	感染の恐れがないと確認するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで
	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	<b>溶連菌感染症</b>	<b>主要症状が消失するまで、かつ抗菌薬を内服後 4 8 時間を経過するまで</b>
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
	その他(                                      )	感染の恐れがないと確認するまで

出席に支障がないものと認めたので、平成    年    月    日より登園を許可します。

平成    年    月    日

医療機関名

医師名